

職員の昇給に関する異議の申出及びその取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勤務成績に応じて昇給区分の決定が行われる昇給制度において、決定された昇給区分に関して異議のある職員の異議の申出及びその取扱いについて必要な事項を定め、昇給制度の公正性、公平性の確保に資するとともに、制度の適正な運用を図ることを目的とする。

(異議の申出ができる者)

第2条 この要綱に基づき異議の申出ができる者は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第2条及び技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に定める職員のうち、前年度の勤務成績のある者とする。

(高知県職員昇給異議審査会)

第3条 職員から申出のあった異議の内容を審査するため、高知県職員昇給異議審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 8 審査会の庶務は、総務部人事課（以下「事務局」という。）において処理する。

(異議の申出の方法)

第4条 自己の昇給区分に関して異議のある職員は、審査会に対し、異議を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による異議の申出は、異議申出書（第1号様式）一通を事務局に提出して行わなければならない。
- 3 異議の申出の期間は、毎年5月1日から7月1日までとする。

(異議の審査)

第5条 審査会は、前条第2項に規定する異議の申出をした者（以下「異議申出者」という。）から提出された異議申出書について審査するものとする。

- 2 審査会は、知事に対して異議申出者の昇給区分の内申を行った者（以下「内申者」という。）に昇給区分の内申理由等に関する報告を求めるものとする。
- 3 内申者は、前項に規定する昇給区分の内申理由等について、第2号様式により報告しなければならない。

- 4 審査会は、必要に応じて内申者、異議申出者が在籍していた所属の長又は異議申出者から事情を聴取することができる。
- 5 内申者、異議申出者が在籍していた所属の長又は異議申出者は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(審査結果通知)

第6条 審査会は、審査結果を第3号様式により異議申出者に、第4号様式により内申者に、第5号様式により任命権者に通知するものとする。

(異議対応の終了)

第7条 異議の申出による審査会の対応（以下「異議対応」という。）は、審査結果の通知をもって終了する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、異議対応を終了するものとする。
 - (1) 異議申出者が申出事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年高知県人事委員会規則第4号）第2条の規定に基づく措置の要求をしたとき。
 - (2) 異議申出者が異議の申出を取り下げたとき。

(審査会の非公開)

第8条 審査会は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員及び事務局の職員は、異議申出者の職及び氏名、異議の内容又はその他の異議対応に関し、職務上知ることのできた秘密を異議対応に関係のない者に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 任命権者は、審査会に対して異議の申出を行ったこと、事情聴取に応じたこと等により、職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(職務専念義務の免除の申請)

第11条 異議申出者が第5条第4項の規定に基づく事情聴取に応じる場合は、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年高知県人事委員会規則第1号）第2条第14号の規定により、その職務に専念する義務の免除を申請することができる。

(雑則)

第12条 この要綱で定めるもののほか、異議対応に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

異議申出書

平成 年 月 日

高知県職員昇給異議審査会会長 様

異議申出者（氏名） 印
（所属）
（職名）
（連絡先）

昇給区分の決定に関して異議があるので、職員の昇給に関する異議の申出及びその取扱いに関する要綱第4条に基づき申し出ます。

1 昇給の区分

平成 年 月 日付け昇給 昇給区分（ ）

2 異議を申し出る理由

第2号様式（第5条関係）

昇給区分の内申理由について

平成 年 月 日

高知県職員昇給異議審査会会長 様

昇 給 内 申 者
(○ ○ 部 局 長)

平成 年 月 日付で（ 所属 職名 氏名 ）から提出された異議申出書の内容に対して、下記のとおり報告します。

記

第3号様式（第6条関係）

昇給区分に係る異議申出に関する審査結果通知

平成 年 月 日

異議申出者氏名 様

高知県職員昇給異議審査会会長

平成 年 月 日付けで申出のありました異議に関する審査の結果は、下記のとおりです。

記

1 審査結果及び理由

2 審査会意見

第4号様式（第6条関係）

昇給区分に係る異議申出に関する審査結果通知

昇給内申者様
（〇〇部局長）

高知県職員昇給異議審査会会長

平成 年 月 日付けで（所属 職名 氏名）から申出のありました異議に関する審査の結果は、下記のとおりです。

記

1 審査結果及び理由

2 審査会意見

第5号様式（第6条関係）

昇給区分に係る異議申出に関する審査結果通知

任命権者 様

高知県職員昇給異議審査会会長

平成 年 月 日付けで（ 所属 職名 氏名 ）から申出のありました異議に関する審査の結果は、下記のとおりです。

記

1 審査結果及び理由

2 審査会意見